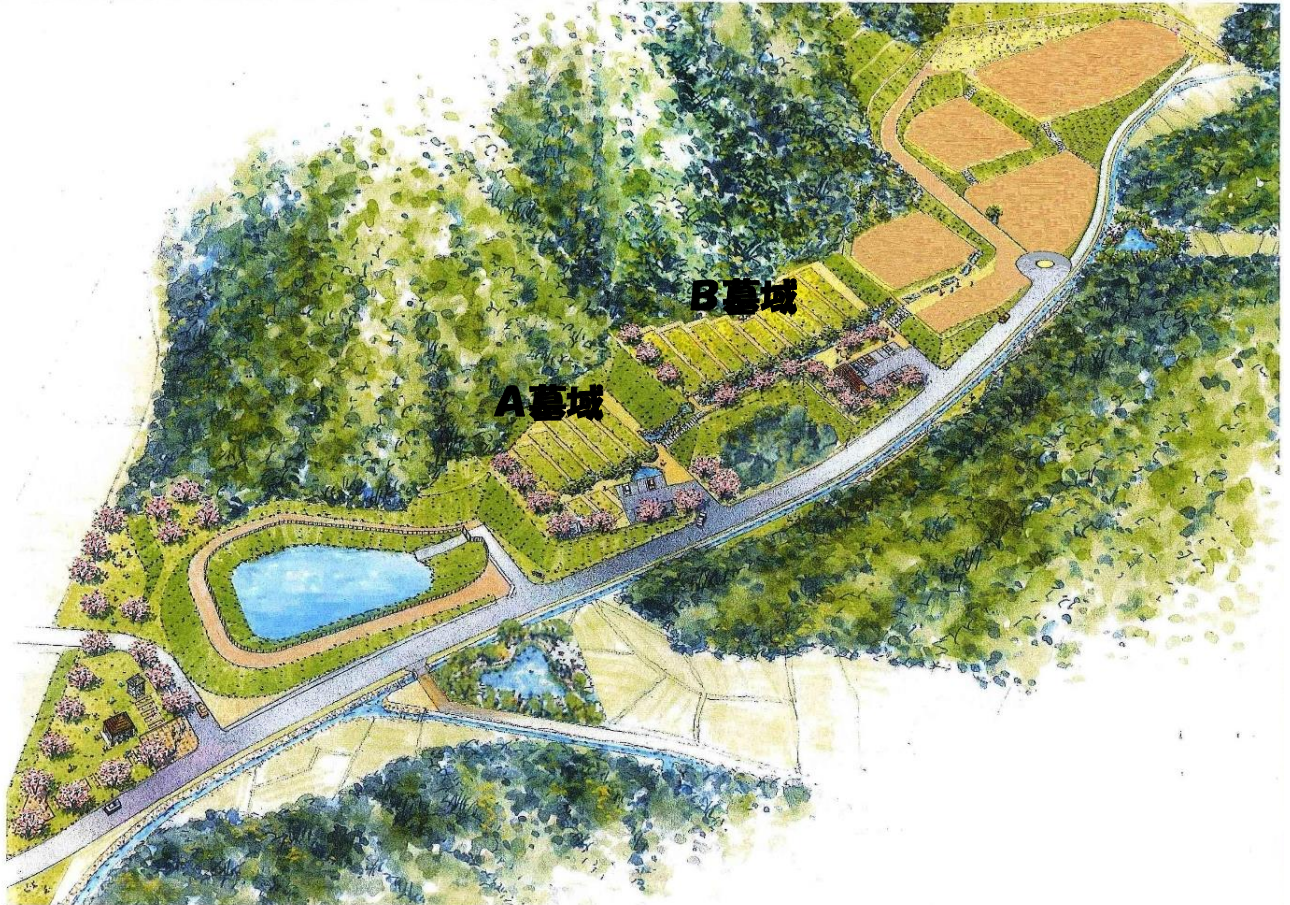


# 豊岡市立東霊苑

～永代使用者募集中～



## 施設の概要

1. 所在地 豊岡市市場 490 番地の 2
2. 総面積 38,390 m<sup>2</sup>
3. 施設 墓所 980 区画(第 1 期 323 区画)  
駐車場 75 台(第 1 期 28 台)  
トイレ 3 箇所(第 1 期 2 箇所)  
公園、修景水路、ビオトープ、  
東屋 2 棟(第 1 期 1 棟)
4. 墓域面積 1 区画あたり 6 m<sup>2</sup>  
(間口 2 m×奥行き 3 m)



(裏面もご覧ください)

### 永代使用料

墓所は、分譲するのではなく、永代（子々孫々）に渡り使用する権利をお貸しするものです。墓所をご利用になる最初に納めていただき、以降は不要です。

### 管理料

使用墓所以外の霊苑内の清掃、その他霊苑の維持管理の手数料としてお支払いただきます。

#### 永代使用料及び管理料（区画面積 6 m<sup>2</sup>）

永代使用料	管理料※1
豊岡市に住所を有する方 780,000円	3,120円 (年額)
豊岡市内に住所を有しない方 (本籍のみ豊岡市内の方) 936,000円	



※1 管理料は、3年分（9,360円）を前納していただきます。

### 墓石の建立について

使用許可日から1年以内に墓石等を建立する必要があります。ただし、将来のため墓域は確保しておきたいが、まだ墓石の建立が必要ない方は、縁石（墓石の土台）の設置や木碑を設置していただけたら、墓石等の建立と見なします。（必ずしも1年以内に墓石本体の建立は必要ありません。）

なお、サツキ等の植栽、砂利を巻くだけの行為は、対象外とします。

#### A墓域



#### B墓域



### お申込み方法

生活環境課で未使用区画の状況をご確認いただき、申請書に必要事項をご記入の上、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、住民票の写し（謄本）を添付してください。申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

**お問い合わせ先：豊岡市役所 生活環境課**

**〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL(0796)-23-5304**